

事務局説明資料

2026年6月26日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

第29回検討会でのご意見①

1. 販管費に含まれる成長投資の開示

- ・各社が独自形式で開示している現状があり、標準的な開示モデルを示すことで開示の浸透と意義の理解促進につながる。
- ・成長投資はインプットに過ぎず、知財に絞り過ぎずバランスシート経営の視点から広く捉えることが重要。投資額だけでなく成果の達成状況も合わせて開示することが有効。

2. 知財・無形資産に関する情報開示のあり方

- ・実効的な開示では可視化と社内バトルコミュニケーションの両立が必要。静的な開示だけでなく動的な視点と、数値化されていないKSFやKPIを仮説に組み込むことが重要。
- ・信頼性や継続的改善という日本企業の強みを積極的に発信すべき。これまでアピールが不十分だった信頼性やこだわりへのリソース投入を可視化すべき。
- ・開示の実効性を高めるには、小さなPDCAサイクルを迅速に回し、実績を示すことで信頼を獲得していくことが重要な課題。
- ・財務との連携は重要だが、インプット段階の見える化が不十分。野村総研・イトーキ・日本ビジネスシステムズの事例を参考に、まずインプットの見える化に取り組むことが重要な第一歩。
- ・決算説明会資料や工場・研究所等の見学映像をホームページやYouTubeで公開することで、企業内容の理解促進につながる。見える化が企業価値を生んでいることを財務とも連携して説明できる企業の参考事例を積極的に評価・発信することが重要。
- ・人的資本については可視化指針整備と有価証券報告書への開示義務化が進む一方、知財・無形資産については未整備。人的資本と同様に、可視化指針の策定とKPIを活用した有価証券報告書への開示義務化を進めることが重要。
- ・成長投資の成果達成状況の開示が有効であり、フジクラの事例のように全社的に考えさせる取り組みが参考になる。知財・無形資産がビジネスモデルの強化にどう活用されているかを説明することが最も重要であり、投資家によるモニタリングと企業価値評価への反映という好循環が生まれる。

3. 人的資本経営の浸透の知財・無形資産への取り込み

- ・ 人的資本経営の成功の鍵は経営課題として位置づけた点にある。KPIの設定と進捗管理を通じた価値創造ストーリーとしての開示が重要であり、コモディティ化やサプライチェーン断絶といった経営課題への対応策ともなり得る。
- ・ 人的資本と知財・無形資産は相互に強化し合う循環的な関係にある。この循環を競争優位性を持続的に構築するループとして捉え、KPIを含めた数値化とともに積極的に情報発信していくことが有効。
- ・ 人材投資というインプットと業績・付加価値というアウトカムの間、知財が媒介項として存在する構造として捉えることが最もシンプルな理解である。
- ・ ビジネスモデルと知財・無形資産の関係を「依存」と「影響」という切り口で捉えることで、人的資本可視化指針との視点・軸が統一され、人的資本経営との関連性が分かりやすく整理できる。

4. 知財・無形資産経営ガイダンス（案）

（1）総論

- ・ CGC改訂で無形資産への投資が明記されたことを受け、「知財・無形資産」という名称との整合性が取れた。混乱を避ける観点からもガイダンスの名称を知財・無形資産のガイダンスとすることが望ましい。
- ・ 優れた企業の事例紹介だけでなく、知財・無形資産経営がまだ十分に実践できていない企業向けのロードマップを示すことが重要。
- ・ 経営者の積極的な関与が重要であり、見える化とバトルコミュニケーションを通じた結果によって、社内外への理解共有を促進する。こうした連携も含めて整理した上で発信していく姿勢が重要。

（2）経営者の積極的な関与

- ・ 改訂CGCの原則4－1において、無形資産への投資は取締役会が中心となることが明確化された。取締役会と執行部それぞれの役割を明確に区別した上で、取締役会が主体的に担うべき事項を明示すべき。
- ・ 人的資本の取り組みが進展した背景には、経営者コンソーシアムの早期発足と政府のリーダーシップが寄与した。経営者同士の対話・交流の場を設けるとともに、政府の成長戦略と連携したコンソーシアムの設立について、内閣府が主導して検討を進めることが望ましい。

(2) 経営者の積極的な関与（続き）

- ・企業内に設立する委員会と取締役会の役割分担および連携を前提とした投資判断・監督の仕組みの構築がガバナンスの観点から重要。①取締役会：投資方針・リスク許容度・ポートフォリオ全体の監督、②技術・知財投資委員会：個別案件の評価・優先順位付け・実行判断という役割分担と、委員会での議論が取締役に適切にエスカレーションされるガバナンスループの構築が求められる。
- ・プラズマテレビと液晶テレビの事例は、変化の兆候を捉えても戦略転換につなげるコミュニケーションが不十分であった例を示している。技術を守ることが事業の破壊につながりかねないという教訓として、知財戦略のあり方を改めて考える必要がある。
- ・知財・無形資産に関するバトルコミュニケーションは取締役会において行われることが重要であり、取締役会に上がる前の執行部の経営会議でも不可欠。CEO主導ではなく、取締役会でのバトルコミュニケーションというフレーズに修正することが適切。
- ・知財・無形資産投資戦略を全社的に推進するためには、責任体制やガバナンス構造の曖昧さの解消と、サイロ化の解消が重要な課題であり、これらの解決が全社ガバナンスの確立につながる。
- ・KPIと経営成果との関係を明確に説明できないことが、バトルコミュニケーションを行う上での大きな課題となっている。
- ・経営者の理解と関与を促進することが最優先課題であり、これを広く普及させ、当たり前の取り組みとして定着させることが重要。
- ・知財・無形資産を可視化しKPIを示した上でバトルコミュニケーションを行うという流れの確立が現在の最重要課題であり、これが欠如していることが現状のボトルネックとなっている。
- ・ボトルネック解消において最も重要なのは取締役会の積極的な関与。CGCの原則4－15の取締役の研鑽プログラムに知財・無形資産・人的資本経営の内容を組み込むことが有効であり、社外取締役が執行側に取り組み状況を問うことで、知財・無形資産経営が経営マターとして定着することが期待される。
- ・取締役会がガバナンスレベルで推進するためのインフラが不足しており、知財・無形資産をアジェンダとして設定できる機能の整備をガイダンスに盛り込むべき。

（３）成長の道筋を示す価値創造ストーリーの具体化

- ・企業価値ストーリー・投資戦略・KPIの設計・進捗管理は本来一体のもの。KPIはコア事業とSol/PF事業双方における知財・無形資産の活用状況を示す指標として設計することが重要であり、オープン＆クローズ戦略はコア事業（クローズ）とSol/PF事業（オープン）が表裏一体であることを前提に開示すると言語をつなげることができる。

（４）投資戦略の構築

- ・知財・無形資産への投資は企業価値や株価・経営指標の向上を目標とすることを明確にすべき。京セラが統合報告書においてKPIとして事業貢献金額を設定し知財活用による売上増加を指標とした事例は今後の参考となる。
- ・ROEとPERをつなぐストーリーを示すことが重要。コア事業のクローズ戦略とSol/PF事業のオープン戦略を表裏一体として捉え、知財部門が戦略立案に主体的に関与することが求められる。この両輪構造はコモディティ化への対応とサプライチェーン断絶リスクへの対応において経営戦略上のレジリエンス確保・事業ポートフォリオ転換の手段として重要であり、その意義を開示で示す必要がある。

（５）共創を促進する組織と人材育成計画の構築

- ・企業内の縦割り構造により価値創造を担う人材が不足している。CEOやCxOが主導し、プロデューサー人材と創造人材の両輪で人材育成を進める必要があり、実践的な教育のあり方について検討すべき。
- ・委員会での戦略立案・投資判断を担うCxOや経営企画、ビジネスアーキテクトの育成、特に、アライアンス設計・標準化戦略・データマネジメント・プラットフォーム戦略に精通した人材の育成が重要。

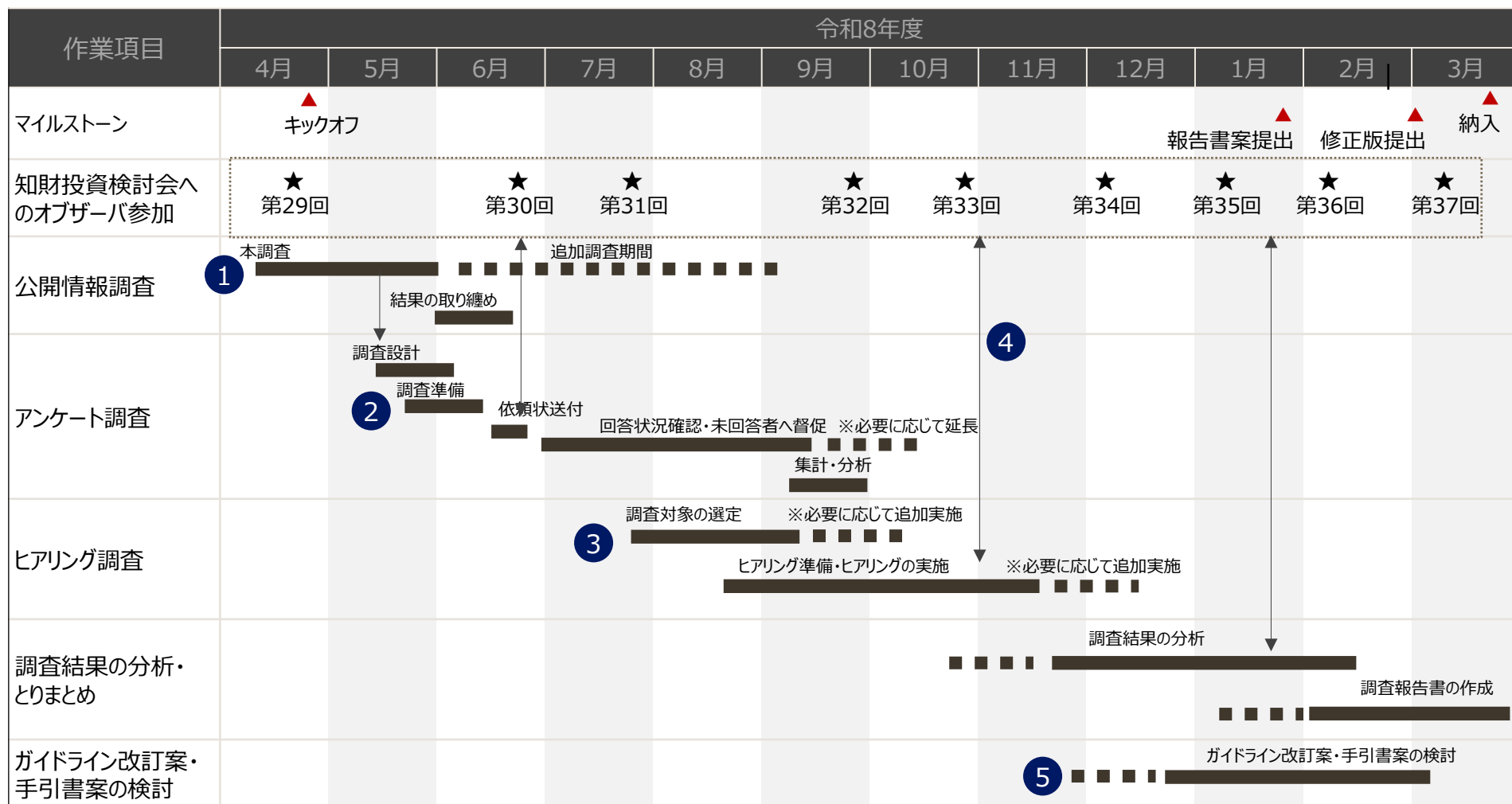
（６）中長期目線を踏まえた市場への積極的発信

- ・投資家の中には知財・無形資産を特許出願のようなものとして捉え、価値創造との関連性を十分に認識していない場合もある。そのため、投資家に対する啓発活動を積極的に推進していくことが重要。
- ・知財・無形資産経営は人的資本・技術投資・ガバナンス・市場との対話を統合する経営テーマであり、「モノ×コト」「クローズ×オープン」の両輪での戦略設計が不可欠。サステナビリティ投資に対する市場の評価がやや慎重化している点に留意し、技術・知財の投資と収益・企業価値（ROE/PER）との関係と、知財・無形資産を通じた競争優位・成長機会との結びつきを明確に説明することが求められる。

今後のスケジュール

アンケート調査は、第30回検討会にてアンケート調査内容の合意を得た上で7月に調査を開始する想定。

また、ヒアリング調査は機関投資家向けを先行して実施することを想定しており、第31回検討会にて候補先とヒアリング項目案を提示予定。



III. 知財戦略の重点施策

1. 知的財産の「創造」

(1) 知財・無形資産への投資による価値創造

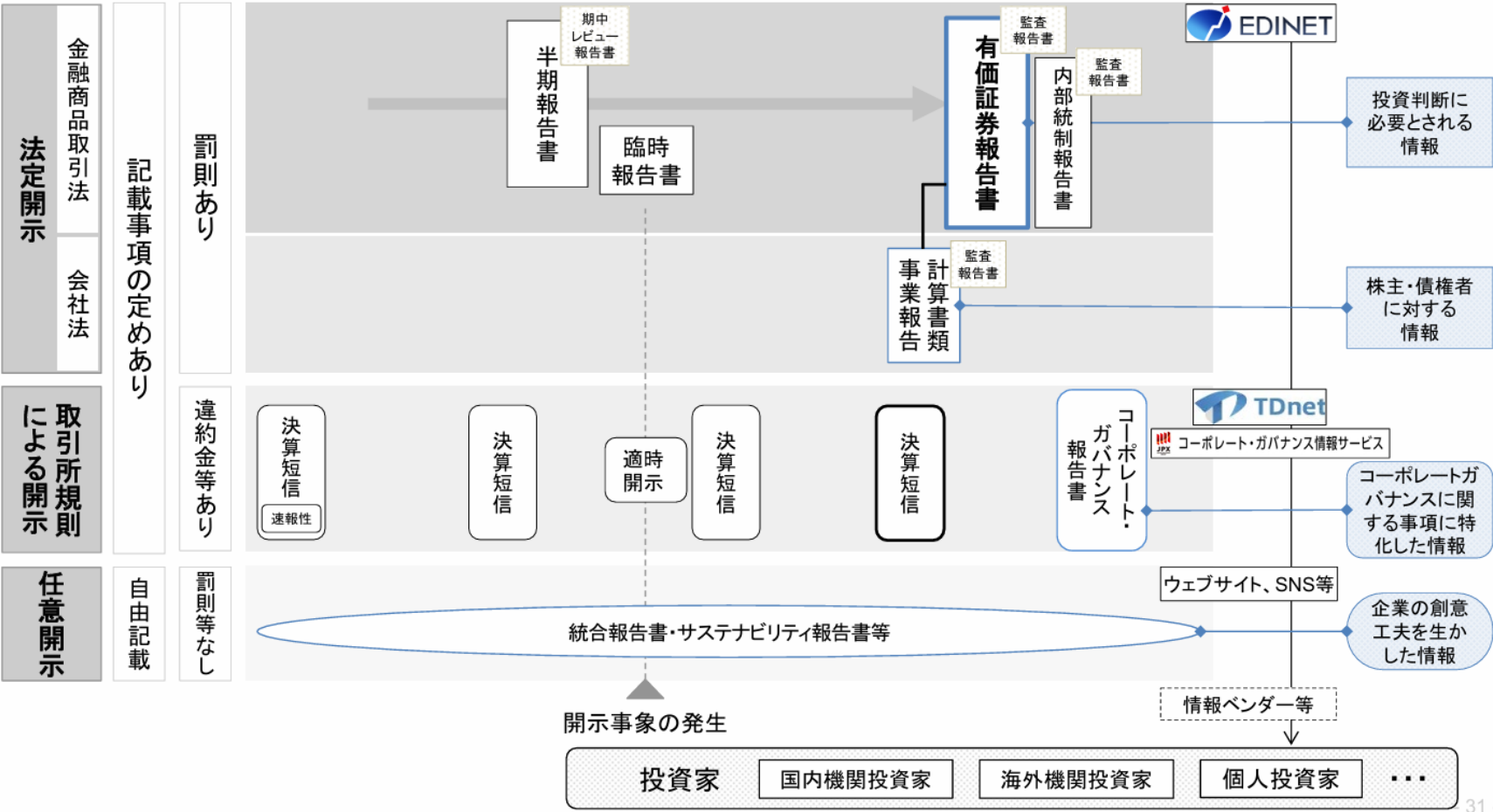
(施策の方向性)

- 知財・無形資産を戦略的に活用し企業価値を高めている活動を好事例として公表する表彰制度との連携を含め、知財・無形資産の投資・活用の促進に向けて、CxOの役割、成長投資の考え方、経営人材の育成、指標の活用等を整理した知財・無形資産ガバナンスガイドラインの改訂および知財・無形資産ガバナンスガイドラインの要素を先取りし、コーポレートガバナンス・コード改訂に合わせて、上場企業の取締役会および経営層に、知財・無形資産の価値の本質を伝えるメッセージ等の発信を含め、その考え方を更に普及・浸透を図る方策を検討する。
(短期・中期) (内閣府(知財)、経済産業省、特許庁)
- コーポレートガバナンス・コードにおける知的財産に関する記載や東京証券取引所「資本コストを意識した経営の実現に向けた対応」の要請を踏まえて、引き続き企業に対して知的財産への投資等を促していく。
(短期・中期) (金融庁、内閣府(知財))
- 企業の知財・無形資産への投資・活用の意義や価値創造への寄与が投資家にとって理解・評価しやすくなる環境を整備するため、知財・無形資産に関する事項について、統合報告書等における自主的な開示を促すことや有価証券報告書の記載事項とすることも含め、開示の在り方を検討し、令和8年度中を目途に方針を示す。
(短期・中期) (内閣府(知財)、金融庁)

II

上場企業による投資家への情報提供

- ❑ 我が国の上場会社の情報開示は、**法定開示(金商法開示・会社法開示)**、取引所規則による開示、任意開示といった複数の**体系で構成**されている点に特徴がある。
- ❑ そして、それぞれの情報は、**EDINET、TDnet、企業のウェブサイト**を通じて投資家向けに提供されている。もっとも、機関投資家においては、これらの情報をデータソースとして構築された**情報ベンダーのシステム**が活用されているとの指摘もある。



1 任意開示を促すための施策

- 価値協創のための統合的開示/対話ガイダンス（価値協創ガイダンス）
- 知財・無形資産ガバナンスガイドライン
- 投資者の視点を踏まえた「資本コストや株価を意識した経営」のポイントと事例
- 記述情報の開示の好事例集

2 ソフト・ローの開示を促すための施策

- コーポレートガバナンス・コードの改訂

3 法定開示の実現のための施策

- 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正

(参考) 非財務情報の開示の充実の考え方

Ⅲ. 非財務情報の開示の充実

非財務情報には、経営方針・経営戦略やMD&Aなどのほか、ガバナンスや社会・環境に関する情報など様々な情報が含まれる。近年、企業のガバナンス強化に向けた取組みの進展や社会・環境問題への関心の高まりなどにより、これらの非財務情報に対する関心が更に高まっている。

有価証券報告書では、公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を記載することが求められており、例えば、社会・環境問題が発行体の事業や業績に重要な影響を与える場合には、有価証券報告書のMD&Aや事業等のリスクの欄などで当該事項の開示が求められている。また、近年、証券取引所において、コーポレート・ガバナンス報告書によりガバナンス情報の開示が拡充されていることに加え、様々な情報に対する投資者等のステークホルダーのニーズに応えるため、多くの企業が、CSR（企業の社会的責任）報告書や環境報告書等、多様かつ専門的な非財務情報を開示するようになっていく。

このような非財務情報については、今後とも、ステークホルダーのニーズに応じて企業の創意工夫を生かした開示を行っていく観点から、任意開示の形で充実させていくことが考えられる。

なお、非財務情報の内容によっては、制度上、開示を義務付けるべきものが出てくることも考えられるため、開示を義務化すべき情報についての考え方を整理しておくことも重要である。こうした中、有価証券報告書は、虚偽記載について刑事罰等の厳重な制裁があることや、投資判断のために真に重要な情報を分かりやすく開示する必要があることにも鑑み、今後、非財務情報の開示を明示的に義務付けるかどうかを検討する場合には、

- ・ 投資者の投資判断に真に必要な情報であるか
- ・ 当該情報が証券市場において浸透し、投資者が誤解なく利用できるものとなっているか
- ・ 開示を求めることにより開示企業が負担するコスト、投資者等による情報の獲得と評価のために負担するコストなど、市場全体としてのコストが過大とならないか
- ・ 開示を求めることにより、開示企業が萎縮し、全体として情報開示の質と量が低下することにならないか
- ・ 他の法律により、開示が要求されているか

などの要素を総合的に検討することが適当であると考えられる。

1. 「価値創造を加速する知財・無形資産経営ガイダンス（案）」について、特に以下の点
 - （１）ボトルネック、目的、成果及び解消策が対応しているか
 - （２）コーポレートガバナンス・コード改訂案と対応しているか
2. 知財・無形資産ガバナンスガイドラインの改訂の進め方
3. 以下の開示のどのような点をどのように促進・強化すべきか
 - （１）統合報告書
 - （２）コーポレートガバナンス報告書
 - （３）有価証券報告書